

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

H24.7.3

自然保護課

○はH24.4.1以降調査で100Bq/Kgを超えるもの
△はH24.3.31以前調査で500Bq/Kgを超えるもの

規制値超過の個体が確認された市町村	イノシシ	今回	二本松市○、大玉村○、郡山市○
		前回まで	福島市△、二本松市○△、伊達市△、川俣町△、郡山市○△、須賀川市△、田村市○△、天栄村△、平田村△、白河市○△、棚倉町△、矢祭町△、西郷村△、鮫川村△、相馬市△、南相馬市△、川内村△、いわき市△
	ツキノワグマ	今回	福島市○、郡山市○、南会津町○
		前回まで	福島市△、大玉村○、二本松市○△、西郷村△
	キジ	今回	—
		前回まで	なし
	ヤマドリ	今回	—
		前回まで	いわき市(久之浜町)△
	カルガモ	今回	—
		前回まで	なし
マガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
コガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
ニホンジカ	今回	—	
	前回まで	西郷村△	
ノウサギ	今回	—	
	前回まで	川俣町△	
特記	<p>●今回の検査結果 イノシシ11頭のうち9頭、及びツキノワグマ3頭全てが新基準値を超えた。(計14個体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、浜通り(相双、いわきの地区)においては自家消費を控えるようお願いします。 ・ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)においては自家消費を控えるようお願いします。 ・ヤマドリの肉について、いわき地区においては自家消費を控えるようお願いします。 ・ニホンジカの肉について、県南地区においては自家消費を控えるようお願いします。 ・ノウサギの肉について、県北地区においては自家消費を控えるようお願いします。 <p>上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いします。</p> <p>※国の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの肉の摂取制限 県北地区(23/11/25～)、相双地区(23/11/9～) ・イノシシの肉の出荷制限 中通り 県北地区(23/11/25～) 県中、県南地区(23/12/2～) 浜通り 相双地区(23/11/9～) いわき地区(23/12/2～) ・ツキノワグマの肉の出荷制限 中通り 県北、県中、県南地区(23/12/2～) 		

イノシシ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県北	二本松市	H24.6.23	H24.7.2	370 *
2			H24.5.25	H24.7.2	420 *
3			H24.6.10	H24.7.2	230 *
4			H24.6.10	H24.7.2	25000 *
5			H24.6.15	H24.7.2	170 *
6			H24.6.16	H24.7.2	220 *
7		大玉村	H24.6.18	H24.7.2	160 *
8	県中	郡山市	H24.6.12	H24.7.2	220 *
9			H24.6.13	H24.7.2	120 *
10			H24.6.14	H24.7.2	100
11		須賀川市	H24.6.6	H24.7.2	46

ツキノワグマ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県北	福島市	H24.6.14	H24.7.2	410 *
2	県中	郡山市	H24.6.24	H24.7.2	110 *
3	南会津	南会津町	H24.6.13	H24.7.2	280 *

核種濃度は¹³⁴Csと¹³⁷Csの合計。

*は、Cs(セシウム)2核種合計が食品衛生法における一般食品(肉)の国の新基準値100Bq/kgを超えているもの。